

「ワークルール」

労働者委員 下町和三

「ワークルール」ってご存じですか？

働くことに関するルール。例えば、労働基準法とか労働組合法その他の労働に関する法律、まとめて労働法ということになります。

労働者が、働いて、賃金を得て、人間らしい生活を送っていくためには、ワークルールを知らないと不利益を被ることがあります。

経営者も、人を雇って、会社を円滑に運営するためには、ワークルールを知っていて、守ることが必要です。

でも、私が所属する連合鹿児島が受ける労働相談では「有給休暇って取れるのですか？」という相談があります。

ほかにも、

「働き始めるときに、書面で雇用契約をむすびましたか？」と聞くと、

「いいえ」とおっしゃる方もあります。

「就業規則を見たことがありますか？」と聞くと

「見たことはありません。」とおっしゃる方もあります。

私どもが受ける労働相談では、働く方も、経営者の方もワークルールの知識があって、お互いに話し合いができればトラブルにならないケースもあります。

「ブラック企業」とか「ブラックバイト」という言葉が一般的になってしまっているのは、とても残念なことです。

コンビニでも、居酒屋でも、学生さんのアルバイトは沢山いらっしゃいます。素直でワークルールを知らないだけに、正社員並みの責任を押しつけられて、学業にまで影響を及ぼすといったことも聞きます。

日本の将来を担う若者が、使い潰される社会はおかしいと思います。

将来、労働者や経営者になる子ども達に、学校でもワークルールに関する基礎的な事を教えて欲しいと思います。